

平成 21 年度決算に基づく資金不足比率(22 年度公表分)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき公営企業の資金不足比率を公表するものです。平成19年度決算から毎年この時期に公表を行います。

公営企業会計	実質収支または資金不足・剰余額(千円)	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
水道事業会計	482,022	—	20.0
病院事業会計	△592,520	12.6	20.0
公共下水道事業特別会計	0	—	20.0

※△表示は赤字を示す

下水道事業は処理場建設などの多額な初期投資のため、決算上は赤字ですが、将来的には解消することが可能な赤字と見込まれるため、「実質収支または資金不足・剰余額」はゼロとなっています。

病院事業は平成20年度に公立病院特例債を14億円起債し(7年間で返済)、経営健全化に取り組んだことと併せて資金不足額が6億円ほどになりました。平成21年度は3名の医師増員等の経営改革により医業収入が増加し、資金不足比率が前年度と比較して0.4%改善しました。

【資金不足比率とは】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなります。